



2019年3月28日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ  
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 0 7 )

問 い 合 わ せ 先 :

取 締 役 管 理 本 部 長 松 崎 祐 之  
電 話 番 号 0 3 ( 5 7 7 4 ) 2 4 4 0 ( 代 表 )

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、本日、近畿財務局に提出しました2018年12月期における内部統制報告書において、当社及び当社の持分法適用関連会社である株式会社フィスコ仮想通貨取引所の財務報告に係る内部統制は有効でないとの判断に基づき、下記のとおり、2018年12月期における財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 開示すべき重要な不備の内容及び当該事業年度末までに是正できなかった理由

##### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社の連結子会社である株式会社ネクスグループは、同社の2017年11月期の決算の過程において、監査人から同社の連結子会社に対する開示書類作成に必要な数値の集計誤りや各種資料の整備の不備、決算処理における考慮不足等、多くの指摘を受けたため、当社は、2018年3月29日付「内部統制報告書」において、2017年12月期の連結会計年度末日における財務報告に係る内部統制は有効でないことを開示しておりましたが、この事態を真摯に受け止めて、当社グループの内部統制の改善を図ってまいりました結果、当該不備については、解消いたしました。

しかしながら、当社の持分法適用関連会社である株式会社フィスコデジタルアセットグループ（以下、「FDAG」といいます。）の子会社の株式会社フィスコ仮想通貨取引所（以下、「FCCE」といいます。）がテックビューロ株式会社から2018年11月22日に譲り受けた「Zaif事業」において、利用者財産の分別管理に対する認識が不足しており、当該分別管理態勢の構築が不十分であったと認識しております。

「Zaif事業」を含めた内部統制の整備及び運用の評価には相当の期間が必要であり、当連結会計年度の取締役会による決算承認までの期間に評価を完了することが困難であったことから、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続きが実施できませんでした。そのため、「Zaif事業」は当連結会計年度の評価範囲に含めておりません。しかし、上記の不十分な分別管理態勢は、将来の財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 当事業年度末までに是正できなかった理由

FCCEの「Zaif事業」の譲受が2018年11月22日であり、同事業の規模・複雑性等から当事業年度末までに分別管理における内部管理態勢構築に十分な時間が取れなかった事によるものです。

II. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、利用者財産の分別管理態勢構築のため、システム改修と付随する業務プロセスの構築を実施し、財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正してまいります。翌連結会計年度においては適切な内部統制を整備及び運用する方針であります。

III. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上